

企業の設備等への投資を応援します

# 見附市設備投資応援補助金

見附市では、市内の中小企業者が事業の拡大や高度化を図ることを目的とした設備等の導入に対して補助を実施します。

## 1. 対象者

見附市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者のうち、市内の事業所等に設備等の投資を行う者（但し、前年度に補助金が交付された中小企業者を除く）

なお、対象業種と中小企業者の定義は以下のとおり

### ○対象業種

日本標準産業分類（※）に定める、E製造業、56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業、76飲食店

※業種については、日本標準産業分類をご確認ください

総務省統計局ホームページ：<https://www.stat.go.jp/index.html>

### ○中小企業者の定義

製造業	「従業員300人以下」又は「資本金3億円以下」の会社又は個人
小売業	「従業員50人以下」又は「資本金5千万円以下」の会社又は個人
飲食店	「従業員100人以下」又は「資本金5千万円以下」の会社又は個人

## 2. 対象経費

以下の要件を全て満たすもの

- ①事業の用に直接供する法人税法施行令等（固定資産税の償却資産）のうち「建物及びその附属設備（※1）」「機械及び装置」「工具、器具及び備品（※2）」に該当するもの（中古設備も対象）
- ②取得価額の合計が100万円以上であるもの
- ③市が募集を開始した日以降に、「発注又は着手」「納品又は完了」「支払い」するもの
- ④国、県その他の地方公共団体又は産業支援機構の制度により、補助金の交付を受けようとする同一の設備等でないこと

※1：建物とは、申請時に事業を営んでいる事業所等の改修とする

（例：内装工事、外装工事、給排水工事及び電気工事等）

※2：観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は除く

## 3. 補助額

取得価格の20%（限度額100万円）※千円未満切り捨て

※新潟県のハッピー・パートナー企業のうち「パパ・ママ子育て応援プラス」の認定を受けた企業の場合、補助額は取得価格の24%（限度額120万円）

#### 4. 申請方法

補助金交付申請書及び必要資料を見附市地域経済課へ提出してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書
- ・取得予定設備等の見積書及び明細書
- ・法人の登記事項証明書又は住民票（写し）
- ・直近3期分の決算書又は確定申告書（写し）
- ・市税の納税証明書又は領収書（写し）
- ・会社概要の分かる資料（パンフレット等）
- ・金融機関確認書（※）

※融資を受けている金融機関に、事業計画の確認を依頼し作成してください。

なお、日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金」を利用する場合は、見附市商工会に事業計画の確認を依頼してください。

- ・【該当企業のみ】ハッピー・パートナー企業登録証（写し）

#### 5. 募集期間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月22日（水）まで

※申請前に、見附市地域経済課へご相談ください

#### 6. 補助金交付までの流れ

- ①補助金申請（見附市地域経済課）※事前にご相談ください
- ②審査員による書類審査の結果をもとに補助金の採択を決定
- ③交付決定後、令和7年3月末までに対象事業を実施
- ④事業完了後に実績報告書を提出、補助金の交付

お問い合わせ：見附市地域経済課 商工労働係 Tel0258-62-1700 内線 231
--